

寒川町個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月21日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第18号

寒川町個人情報保護条例の一部を改正する条例

寒川町個人情報保護条例(平成11年寒川町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第23条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。